

介護予防通所リハビリテーション 加算料金表 (介護保険)

2019年10月～

加算料金 (介護保険)	1割負担	2割負担	3割負担	単位
リハビリテーションマネジメント加算	¥330	¥660	¥990	／月
当施設の医師が目的・留意事項等を理学療法士等に指示、リハビリ計画の更新等をした場合加算				
事業所評価加算	¥120	¥240	¥360	／月
厚生労働大臣が定める基準に適合している場合加算				
運動器機能向上加算	¥225	¥450	¥675	／月
運動器の機能向上を目的として個別的に実施されるリハビリテーションを行った場合加算				
栄養改善加算	¥150	¥300	¥450	／月
低栄養状態又はそのおそれがある方に、改善等を目的として個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理を行った場合加算				
口腔機能向上加算	¥150	¥300	¥450	／回
口腔機能の低下又はそのおそれがある方にその向上を目的として個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施した場合加算(月2回)				
選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	¥480	¥960	¥1,440	／月
①運動器機能向上・栄養改善②運動器機能向上・口腔機能向上③栄養改善・口腔機能向上 のいずれか				
選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	¥700	¥1,400	¥2,100	／月
運動器機能向上・栄養改善・口腔機能向上				
サービス提供体制強化加算(要支援1)	¥72	¥144	¥216	／月
厚生労働大臣が定める基準に適合している場合加算				
サービス提供体制強化加算(要支援2)	¥144	¥288	¥432	／月
厚生労働大臣が定める基準に適合している場合加算				
生活行為向上リハビリテーション実施加算(3月以内)	¥900	¥1,800	¥2,700	／月
生活行為向上リハビリテーション実施加算(3月～6月以内)	¥450	¥900	¥1,350	／月
生活行為向上リハビリテーション実施加算(6月超)	所定金額の15%/日を減算(6月まで)			
生活行為の内容の充実を図るためのリハビリテーションを計画実施した場合加算				
栄養スクリーニング加算	¥5	¥10	¥15	／回
利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに栄養状態を確認、その情報を介護支援専門員に文書で提供した場合(6月に1回)				
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	算定した単位数に4.7%を乗じた単位数			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	算定した単位数に2.0%を乗じた単位数			
通常の事業実施地域を超えた地域の利用者に行った場合	5%加算			